

## 質問回答書

件名 尼崎市総合文化センター耐震化事業に係る基本設計業務

No.	該当書類名	質疑内容（原文のまま）	回答
1	特記仕様書	確認ですが今回の業務内容の中で「DB方式発注に係る発注者支援業務」は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	様式集 P3 2(4)イ	業務実績を証明する添付書類で、下請け業務時に契約書がない場合は請求書を添付してもよろしいでしょうか。	原則、契約書（注文請書でも可。）の写しとしますが、領収書等により支払われた事実を証明する書類も添付できる場合は請求書を利用して構いません。ただし、いずれの場合にも、当該業務の仕様書等実績が確認できる資料を添付し、当該箇所に目印を付けてください。
3	特記仕様書 P2 4(1)ア	今回の耐震及び改修工事期間は、施設を運営しながらの工事と考えるのでしょうか。	工事期間中はホール棟及び文化棟（立体駐車場を含む。）を休館とする予定です。 なお、特記仕様書に記載のとおり、ホール棟の休館期間は2年以内となるよう検討してください。
4	特記仕様書 P7 9(3)	改修対象建物は以前に耐震診断等を行っているとお聞きしましたが、その時の資料はお借りできるのでしょうか。	特記仕様書に記載のとおり、受託者に貸与します。
5	特記仕様書 P3 4(2)	評定委員会の手数料については、別途市の負担と考えてよろしいでしょうか。	建築物耐震判定委員会の判定手数料は本業務に係る費用に含んでいるため、別途市は負担しません。
6	募集要領 P3 4(3)	募集要領の4.業務実施上の条件について、各主任技術者は、他の主任技術者と兼任はできますでしょうか。	主任担当技術者が他分野の主任担当技術者を兼務することはできません。
7	特記仕様書 【別添資料3】	【別添資料3】において青色で着色されている部分を今回の建物部分の改修範囲と考えオクトホールも含まれると考えてよろしいでしょうか。	改修範囲は特記仕様書3事業概要(2)事業範囲をご参照ください。 なお、別添資料3はあくまでも総合文化センターの全体配置図であり、改修範囲を示したものではありません。
8	特記仕様書 【別添資料3】	【別添資料3】において青色で着色されている部分以外については原則一般共用しながらの工事と考えてよろしいでしょうか。（ペDESTリアンデッキからの延伸工事範囲を除く）	質問回答書No.3をご参照ください。 なお、青色で着色している部分のうち、オクトホールは改修範囲外につき工事中も運営します。
9	特記仕様書 P7 9(7)	既存のホール棟の音響測定結果等の資料は貸与いただけるのでしょうか。または今回業務に含まれると考えるのでしょうか。	ホール棟竣工当時の音響測定結果に関する資料を受託者へ貸与することは可能です。 なお、特記仕様書に記載のとおり、大ホールの音響性能は現状から低下させないことを条件としており、基本設計段階では音響測定を必須業務にしていません。
10	特記仕様書 【別添資料5】	文化棟減築部分の機能については別敷地・建物にて確保されると考え、今回の整備範囲内に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、整備範囲内に含まれません。 なお、文化棟減築後の機能（案）については、別添資料5の一覧表に示すとおりですが、基本設計業務における検討次第では変更する場合があります。

11	様式集 P3 2(2)エ	2 提出書類作成要領(2) 書式について エ様式に「本様式集を参考にMicrosoft word等で作成すること。」と記載がありますが、様式9技術提案書および様式10業務実施方針はこれに該当しないと考えますが、宜しいですか。 (提出物をご指定通りPDFとします。)	本様式集を参考に作成し、データはPDF形式で提出されていれば、様式9技術提案書及び様式10業務実施方針に関わらず、ソフトウェアは問いません。ただし、テーマ記入欄等の記載事項や文字の大きさ(10.5pt以上)等には注意してください。
12	募集要領 P4 6(2)ウ	質疑回答は全ての企業に提示いただけるものと考えますが宜しいでしょうか。	募集要領に記載のとおり、質問及び回答をとりまとめたもの(本質問回答書)を市のホームページにて公開します。
13	特記仕様書 P1 3(1)エ	特記仕様書3事業概要(1)施設概要、エ地域地区に「ただし、敷地北側は日影規制対象地であるため再確認が必要である。」と記載があります。再確認が必要となる具体的な内容についてご教示ください。	本事業は耐震化であるため、再確認が必要となる事象は想定されません。 「ただし、敷地北側は日影規制対象地である。」に読み替えてください。
14	特記仕様書 P2 4(3)	特記仕様書4業務内容(3)その他(説明用資料の作成等)に「尼崎市都市美アドバイザー会議に適宜説明するための資料」と記載があります。適宜の回数は期間中2回程度と考えて宜しいでしょうか、又は具体的な回数がありましたらご教示ください。	尼崎市都市美アドバイザー会議での意見次第ですが、一般的には2回程度と考えます。
15	特記仕様書	【別添資料4】ホール棟改修項目一覧表(案)の内装【N1】玉翔の間の防音とは、現地説明会の際ご説明のあった「音漏れ」の検討と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、大ホールから玉翔の間への音漏れに関する検討です。
16	その他	当該施設は隣接するホテルと繋がっており1棟の建築と見受けられます。他方、当該対象建物の敷地にホテルエリアは含まれておりません。当該施設およびホテルの確認申請上の敷地はどのような扱いとなっているのかご教示ください。	当該施設と隣接するホテルはペデストリアンデッキで繋がっていますが、確認申請上は別敷地となっています。
17	特記仕様書 P7 9(7)	業務着手前に下記の資料を貸与頂けると考えて宜しいですか? ①設備機器類の改修履歴 ②舞台設備(機構、音響、照明)の改修履歴 ③特定建築物定期調査報告書	左記の資料については、契約後に受託者へ貸与します。
18	特記仕様書 P2 4(1)	本業務の打ち合わせ先は資産統括局ご担当様と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、特記仕様書4業務内容(1)総合文化センター耐震化等整備プラン検討業務に記載のとおり、打合せは庁内関係部局及び施設管理者とも行います。
19	特記仕様書 P7 9(6)	特記仕様書(案)9.貸与品等(6)アスベスト含有分析調査結果について改修建物に対するアスベスト含有調査が網羅されているものと考えてよろしいでしょうか。追加調査の必要の有無についてご教示ください。	改修建物に対する一定のアスベスト含有調査を実施していることから、受託者にはその結果を貸与します。ただし、基本設計を行う中で、別途分析調査を行うべき箇所があると考えられる場合はご教示ください。

以上